

令和7年度 東部地区テニス競技団体戦

實 施 要 項

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 主 催 | 埼玉県高等学校体育連盟 |
| 2 | 共 催 | 埼玉県 埼玉県教育委員会 (公財) 埼玉県スポーツ協会 |
| 3 | 主 管 | 東部支部高等学校体育連盟テニス専門部 |
| 4 | 期 日 | 令和8年 1月10日（土） 男子・各リーグ戦
女子・各リーグ戦
1月11日（日） 男子・各リーグ入れ替え戦
女子・各リーグ入れ替え戦
1月12日（月） 予備日 |
| 5 | 会 場 | 各学校コート |
| 6 | 種 目 | 団体の部 男子・女子 |
| 7 | 競 技 規 则 | 2025年度版（公財）日本テニス協会発行「JTA テニスルールブック 2025」に準ずる。 |
| 8 | 引率・監督 | (1) 出場チームの選手は必ず引率責任者によって引率される。引率責任者は選手のすべての行動に対し、責任を負うものとする。
(2) 引率責任者は、校長の認める当該校の職員（公立学校の場合は教員）とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則78条の2に示された者）も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、県高体連会長に事前に届け出ること。
(3) 監督・コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。 |
| 9 | 参 加 資 格 | (1) 選手は、埼玉県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で当該大会実施要項の参加資格を有する者とする。但し、休学中、留学中の生徒を除く。
(2) 年齢は平成20年4月2日以降に生まれた者とする。但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
(3) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程・単位制課程の生徒による混成は認めない。但し、全日制・定時制I部の混成チームとして認められた競技はこの限りではない。
(4) 転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）
但し、一家転住等やむを得ない場合は県高体連会長の許可があればこの限りではない。
(5) 参加資格の特例
ア 上記(1)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断された生徒について、別途に定める規程に従い大会参加を認める。
イ 上記(2)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。 |

[大会参加資格の別途に定める規程]

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、埼玉県高等学校体育連盟会長に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - (1) 大会参加を認める条件
 - ア 埼玉県高等学校体育連盟の目的を理解し、それを尊重すること。
 - イ 参加を希望する特別支援学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校にあっては、学齢・修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。
 - ウ 各学校にあっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失すことなく、運営が適切であること。
 - (2) 大会参加に際し守るべき条件
 - ア 埼玉県高等学校体育大会開催基準要項及び埼玉県高等学校体育連盟对外試合規程を遵守し、競技種目別大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
 - ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

10 申込方法

参加申込書は12月24日(水)17:00までに三郷高校、仲川宛に郵送すること。

参加申込書のデータを地区担当者へメールで送付すること。

詳しくは別紙の「東部地区団体戦大会について（詳細）」を確認すること。

11 参加上の注意

- (1) 競技中の疾病、傷害などの応急措置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。なお。参加者は健康保険証を持参すること。
- (2) 参加校の選手は、必ず引率責任者によって引率され、また学校は参加選手のすべての行動に対して責任を負うものとする。